広報 こうら

甲良町ホームページ http://www.kouratown.jp/

ココラちゃん
in
ゆるキャラまつり彦根

ビバッチェくんと
なかよしになったよ！

熊本県のくまモンと
夢の共演！

CONTENTS

人権

≪平成24年度 人権尊重と部落解放をめざす町民のつどい≫ 開催!!

人権尊重と部落解放をめざす町民のつどいが11月4日(日)、甲良町公民館2階多目的ホールにおいて開催されました。当日は秋晴れの晴天に恵まれ、300人超えという多くの参加者がつどい、差別のない明るい甲良町をめざして盛大に行われました。オープニングにメンバー全員が不登校の過去を持つ3人組バンドJERRY　BEANS(ジェリービーンズ)によります『ミニコンサート』で会場は熱気に包まれ、その後『一緒に生きていこう』～あなたの愛を求めています～と題して作家で真言宗僧侶の家田荘子さんによる講演が開催されました。

人権啓発作品　入選作

作品	所属	氏名
★人権は　わが郷(さと)づくりの　キーワード	甲良町下之郷	松宮　秀夫さん
★知らぬ顔　しない勇気が　深める絆	甲良町在士	松居　和美さん
★見のがすな！！小さなサインを家族の愛で	㈱ビーム甲良総合センター	中島　宏さん
★思いやる　心はいつも　人権デー	日立電線ロジテック	山本いづみさん
★偏見は　間違い映す　色眼鏡	彦根市消防署犬上分署	矢吹　友也さん
★小さな声かけ　大きな成果　みんなでなくそう　差別やいじめ	ユニバーサル製缶㈱	江原　幹雄さん
★しない　させない　許さない　人にされて嫌な事	ユニバーサル製缶㈱	川副公真子さん
★小さな勇気があなたを変える　変わるあなたが周りを変える	ユニバーサル製缶㈱	丸橋　勇人さん
★人権はみんなが持っている宝物　尊重は私が出来る宝物	ユニバーサル製缶㈱	若林　裕太さん
★変わろうよ　見ているだけの　自分から	近泉合成繊維(株)	村岸　英喜さん

人権ポスター
下之郷　上野 佳奈さん

人権カレンダー
甲良西小学校

人権週間

12月4日～10日までの1週間は「第64回 人権週間」です。

考えよう　相手の気持ち　育てよう　思いやりの心
みんなで築こう　人権の世紀

人権とは、すべての人々が生まれながらにして持っている、幸せに生きていくための権利です。

自分の権利を主張するあまり他人の権利を侵していることがしばしばあります。お互い、相手の立場を考えて豊かな人間関係をつくっていきたいものです。

一人ひとりが、人権について正しく理解し、人権を尊重する意識を持つことが大切です。

今一度、身近なことから人権を考えてみましょう。

人権課

平成24年度 第1回人権擁護審議会開催される

10月24日(水)に甲良町公民館会議室において、今年度第1回目の審議会が審委員6名の出席で開催されました。平成13年4月に「人権教育のための甲良町行動計画」を策定し、人権尊重のまちづくりの基盤を固めつつ、その前進で平成22年3月に「甲良町人権施策基本方針」が策定され、人権に関する町の取り組みの基本を示しながら、本町では感性豊かな人情あふれた「人権尊重のまちづくり」を住民参加のもとで築くことを確認し、出席者の意思一致を図り、平成24年度甲良町人権施策実施計画について議論が交わされ、特に今年度のテーマである、男女共同参画について具体的な意見交換の後、報告書の検討がなされ閉会しました。

人権

身元調査・同和地区問い合わせを許さない

2005年(平成17年)、行政書士が興信所の依頼を受け戸籍謄本等を不正取得していたことが発覚し、その後の調査で当該行政書士等による戸籍の不正取得が全国的に行われていたことが明らかになりました。

また、不動産の売買や企業の採用選考にかかわって、行政に同和地区の所在を問い合わせるという事件も発生しています。

1975年(昭和50年)の部落地名総鑑事件の発覚から35年以上にわたり、行政、企業等を中心に部落差別につながる身元調査をなくしていく取り組みが行われてきたにもかかわらず、依然として身元調査が行われています。

本人の努力や能力とは関係なく、生まれたところや住んでいるところで人を判断することはあってはならないことです。身元調査や同和地区問い合わせを許さない取り組みを今後も粘り強く進めなければなりません。同時にその背景には、そのような調査を行わせる社会意識があることを知り、過去の問題ではなく現在の課題として、一人ひとりが差別をなくすための毅然とした対応をすることが必要です。

購入しようとする家の場所が同和地区か否か市役所に問い合わせをした

平成23年度　人権に関する県民意識調査（滋賀県人権施策推進課）
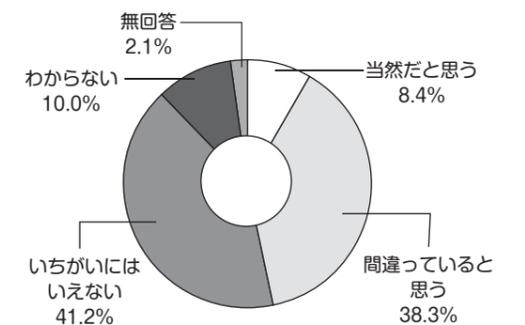
天使のほほえみ　1歳のおたんじょうびおめでとう!

池田　琉煌ちゃん
12月6日生（長寺）

山本　翔己ちゃん
12月31日生（小川原）

平成25年2月号『天使のほほえみ』への掲載希望（H24年2月生のお子さん）の方は、12月20日（木）の「乳児の10ヶ月健診」時に写真をご持参ください。写真の裏に**お子さんの名前（ふりがな）、生年月日、住所**をご記入ください。

問合先
企画監理課　☎38−5061
保健福祉センター（保健師）
☎38−3314

平成24年11月3日 彦根城まつりに甲良甲冑隊が参加

甲良甲冑隊の紹介

2010年に開催されました「高虎サミットin甲良」で手作り甲冑行列があり、その際に、在士区は「藤堂高虎隊」、尼子区は「尼子武者隊」として誕生しました。その後、双方の交流や、活動の場を広げる目的で「甲良甲冑隊」を発足し現在に至っております。

当初の製作にあたっては、尼子氏の関係で親交のある島根県広瀬町現在の安来市から講師を招き甲冑製作に取り組んできました。

この甲冑は厚紙でできており、何人もの人がパーツごとに分かれ心を込めて製作をした賜物です。この活動により、手作りの楽しさや、共同作業による仲間づくりなど色々なことを学びました。

今後もこの活動を通じ甲良町をPRしていきたく思います。

狩猟期間のお知らせ

平成24年11月15日〜平成25年2月15日まで（ニホンジカ、イノシシを除く。）
平成24年11月15日〜平成25年3月15日まで（ニホンジカ、イノシシ）
＊特に山林付近の通行・入山する場合はご注意してください。また、カラス・サル等の追い払い花火は産業課で配布しています。

【お問い合せ】　滋賀県中部森林整備事務所　☎ 0748-22-7717
甲良町役場　産業課　☎ 38-5069

図書館に行こう♪

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

12月　■…休館日

今年もあと少し。あなたはもう読みました？ 2012年本屋大賞受賞作品をいくつかご紹介♪

「船を編む」　三浦　しをん／著
辞書編集部に異動した馬締は「大渡海」の編纂を始める。個性的すぎる仲間たち、問題山積みの編集部、ままならぬ恋…。はたして「大渡海」は編み上がるのか?

「ジェノサイド」　高野　和明／著
急死したはずの父親から送られてきたメール。大学院生・研人はその遺書を手掛かりに私設実験室にたどりつく。一方、傭兵のイエーガーは「人類全体に奉仕する仕事」を引き受けるが…。

「ピエタ」　大島　真寿美／著
18世紀水の都ヴェネツィア。作曲家のヴィヴァルディは、ピエタ慈善院で"合奏・合唱の娘たち"を指導していた。ある日、教え子エミーリアのもとに恩師の訃報が届き…。

「くちびるに歌を」　中田　永一／著
中学合唱部顧問の松山先生は産休に入るため、元神童の美しい臨時教員・柏木に指導を依頼。すると、柏木目当てに男子が多数入部。ほどなくして、練習に打ち込まない男子部員と女子部員の対立が激化する。

「人質の朗読会」　小川　洋子／著
紙をめくる音、咳払い、つつしみ深い拍手で朗読会が始まる。祈りにも似たその行為に耳を澄ませるのは、人質たちと見張り役の犯人。そして…。

「偉大なる、しゅららぼん」　万城目　学／著
琵琶湖畔の街・石走に代々住み続ける日出家と棗家。両家には受け継がれてきた特別な「力」があった。高校に入学した日出涼介、淡十郎、棗広海が偶然同じクラスになった時、戦いの幕が上がる!

12月の催し物　図書館の行事は全て無料です。

日時	催し物
1日(土)13:00〜	よし笛コンサート
2日(日)14:00〜	特別映画会「君の名は 第2部」(120分)
8日(土)11:00〜	おはなし会
9日(日)11:00〜	特別映画会「君の名は 第3部」(124分)
15日(土)14:00〜	人形劇　どむならん 内容:「いかりのギョーザ」「やどかりボーヤ」
21日(金)11:00〜	ぴよぴよひよこのおはなしかい「0，1，2歳児向けのおはなし」
22日(土)14:00〜	子どもえいが会「スヌーピーと幸せのブランケット」(46分)
23日(日)14:00〜	名作映画会「必殺仕掛人」(87分)

☆★☆お知らせ☆★☆
12月2日・9日（日）特別映画会を開催いたします。
前回、映画会にて大変ご好評をいただきましたため、「君の名は」の第2部、第3部を特別映画会として開催させて頂く事になりました。ぜひお越し下さい。（第1部につきましてはDVDでお借り頂けます。どうぞご利用ください。）

図書館　☎38-8088　FAX 38-8089　開館時間　平日 10:00〜18:00 土日 10:00〜17:00

子育て支援センター
ほっと館

12月のひろばのお知らせ

0才ベビーのすまいるタイム

●日　時　12月14日(金)10:30～11:30
●場　所　子育て支援センター
●内　容　ミニクリスマス会
　たのしいクリスマス飾りを
　作りましょう
●対　象　0才のあかちゃんと保護者
　（または、保護者に代わる方）
●持ち物　お茶・おむつ・ミルク・タオル など

ぽかぽかタイム

●日　時　12月17日(月)10:30～11:30
●場　所　子育て支援センター
●内　容　クリスマスミニコンサート
　本格的な音楽でクリスマスを
　たのしみましょう
●対　象　保育センターに入園していない
　お子さんと保護者
　（または、保護者に代わる方）
●持ち物　お茶・おむつ・ミルク・タオル など

たのしかったね！ほっと館フェスタ　秋まつり

うーちゃんのマジックショー

ボールプールコーナー

消防自動車コーナー

11月7日（水）に子育て支援センターで《ほっと館フェスタ　秋まつり》を開催しました。
「うーちゃん」の楽しいマジックショーをはじめ、本物の消防自動車の前で記念写真を撮ったり、おかあさんと一緒にボールプールで遊んだりと、秋のひとときを楽しみました。

12 月の親子ふれあい教室

東学区	1才児	にこにこひろば	7日（金）10:00 ～ 11:45	呉竹地域総合センター
	2.3才児	わいわいひろば	7日（金）10:00 ～ 11:45	呉竹地域総合センター
西学区	1才児	すくすくひろば	10日（月）10:00 ～ 11:45	呉竹地域総合センター
	2.3才児	のびのびひろば	10日（月）10:00 ～ 11:45	呉竹地域総合センター
東西学区	0才児	こあらくらぶ	5日（水）10:00 ～ 11:30	子育て支援センター
	0才児	かんがるーくらぶ	12日（水）10:00 ～ 11:30	子育て支援センター

親子ふれあい教室の参加申し込みは、随時、受け付けています。

《お問い合わせ先》 長寺地域総合センター　38―3148　呉竹地域総合センター　25―1736
子育て支援センター　38―8003

12月の相談予定日

●子育て相談日　12月4日（火）・21日（金）
　9:00～16:00
●教育相談は、随時受け付けています。
※ご相談内容は秘密を厳守しますので、ご安心ください。電話でも、直接来てくださっても、かまいません。

＊12月の身体計測のお知らせ＊

12月の身体計測は、
12月6日(木)です。
毎月計測して、成長の目安にしてください。

【お問い合せ】　子育て支援センター（ほっと館）　☎38-8003
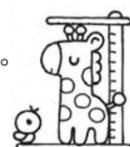
後期高齢者医療制度について

○医療費が高額になったとき

1か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が高額になった場合には、申請して認められると、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

○申請手続は初回のみで、その後同様に支給対象となれば自動的に振り込まれます

○75歳到達月には、誕生日前の医療保険制度（国保、職場の健保、共済組合、協会けんぽなど）と誕生日以後の後期高齢者医療制度の自己負担限度額が、それぞれ本来の2分の1になります。

「自己負担限度額」（月額）

所得区分	外来＋入院（世帯単位）	
	外　来	
現役並み所得者	44,400円	80,100円 ●医療費が267,000円を超えた場合は、（医療費－267,000円）×１%を加算 ●過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が４回以上あった場合、４回目以降は44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円

高額療養費の計算方法

①外来の高額療養費を個人ごとに計算します
　外来（個人単位）の自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた分が後から支給されます。
②外来+入院の高額療養費を世帯合計で計算します
　同じ世帯内に後期高齢者医療制度で医療を受ける方が複数いる場合は合算し、「外来+入院（世帯単位）」の自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた分が後から支給されます。

注意：入院時の食事代や保険が適用されない差額ベッド料などは、支給の対象外です。

○交通事故にあったとき

交通事故のように、第3者の行為によって傷病を受けた場合でも届け出ていただくことにより、後期高齢者医療制度で診療を受けることができます。
この場合、広域連合で医療費を一時立て替え、後で加害者に請求します。
①まず、**警察**に届け出て**「事故証明書」**を発行してもらってください。
②**「事故証明書」「印かん」「被保険者証」**をもって町担当窓口に届け出をしてください。

町担当窓口で「第3者行為による傷病届」の手続きをしてください。

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、後期高齢者医療制度の医療を受けられなくなる場合があります。示談をする前に必ず町の窓口でご相談ください。

ゴミ

燃えるごみの搬入量のデータ紹介

ごみの量は表のとおりでした。
ご家庭でも、ごみの減量に向けた取り組みを進めていきましょう。
またごみ減量のアイデアも募集しています。みなさんに紹介したいのでアイデアをお寄せ下さい。

	ごみの量
平成23年度10月	94.54 t
平成24年度10月	110.51 t
前年同月比	116.9%

【お問い合わせ】　甲良町役場　住民課　生活環境係　☎ 38-5063

栄養たっぷりスープであったまろう♪

寒い時期になってきました。高齢者でも、しっかりとタンパク質を摂り、筋力の低下を防いでいくようにしましょう。今回は、手軽にできる栄養たっぷりスープの作り方を紹介します。ご家庭でもぜひお試しください。

食の匠教室で作った料理を紹介します。
【ほうれん草のとろみスープ】

≪材料≫	4人分
ほうれん草	120g
豚肉	100g
生しいたけ	2枚
絹ごし豆腐	1/2丁
卵	2個
酒	小さじ2
片栗粉	大さじ1
ごま油	小さじ1
塩	小さじ1

作り方

①ほうれん草は長さ2㎝に、豚肉は1㎝角に切る。しいたけは薄切り、豆腐は水を切り、卵は割りほぐす。
②鍋に水2カップを沸騰させて豚肉を入れ、火が通ったら、しいたけを加えて塩、酒で調味し、倍量の水で溶いた片栗粉でとろみをつける。
③卵を流し入れて、鍋底からすくうように混ぜ、ほうれん草と豆腐を粗くくずしながら加えて火を通し、ごま油で香りをつける。

冬の転倒予防！

冬は、カーペットやこたつ、暖房器具などで、家庭の中でつまずきやすい環境になっています。家の中で転ばないよう、十分に気を付けるようにしましょう！！

☆「おひさま会」相談日のお知らせ☆

認知症や介護について、気軽に相談してみませんか。
認知症相談員・介護支援専門員が相談に応じます。
日　時：12月11日（火）午前10時～12時
場　所：保健福祉センター 2階 機能訓練室
申込先：地域包括支援センター（☎38−5161）

転倒予防教室

≪12月開催予定日≫　12月の運動テーマは『膝痛改善・予防運動』です
・Aグループ▶　6日・20日（木曜開催）13：30～15：00
・Bグループ▶　7日・21日（金曜開催）10：00～11：30
◎場　　所：甲良町ライフサポートセンター　ほっと館　ほのぼの・ふれあいルーム

はつらつだより

ライフサポートセンター ほっと館にある はつらつルームで身体を動かしませんか？

利用料　※利用対象者は甲良町在住の40歳以上の方となります。
40～64歳の方：200円
65歳以上の方：100円

場　所
ライフサポートセンター
ほっと館

利用可能日　※利用時間は2時間です。

	月	火	水	木	金
【午前の部】9:00～12:00	○	○	○	○	○
【午後の部】13:00～17:00	○	△	○	○	△

△：15：30から17：00まで利用可能です。

年末年始の営業のお知らせ
・年内営業　12月28日（金）17：00まで
・年始営業　1月　4日（金）9：00から
（土日は通常通りお休みです）

「民間主導要介護度改善普及啓発シンポジウム」で甲良町が紹介されました！

11月2日栗東市で行われたシンポジウムにおいて、介護予防事業の好事例として、鈴木ヘルスヘアサービスこうらの野瀬さんが「地域で行う介護予防教室」のテーマで発表されました。

参加者の方からは、とても関心を持って聞いていただき好評でした。日ごろから介護予防に取り組む必要性をあらためて認識できるものでした。

★肩こり改善・予防のストレッチを紹介します★

1：肩の力を抜いて、肩の上げ下げをする。

2：肩で円を描くように、肩の前まわしと後ろまわしを行う。

※それぞれ5回程度行いましょう。

【お問い合わせ】　☎38-5161（地域包括支援センター）
☎38-8282（鈴木ヘルスケアサービスこうら）

いきいき健康体験塾
～自分の生活を見つめなおそう～

10月28日、健康推進員さんによる「いきいき健康体験塾」が甲良町公民館で実施されました。

甲良町で平成23年度に特定健診を受けられた方のうち、収縮期血圧（上の血圧）が要注意以上だった方は、約半数にのぼります。

H23　特定健診での収縮期血圧結果

正　常（130 未満）
要注意（130～139）
高血圧症（140 以上）
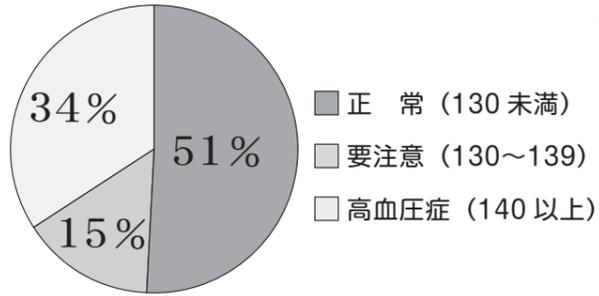
高血圧の原因は・・・

○肥満　→　血液量の増加
○ストレス（過労・緊張・睡眠不足）、喫煙　→　血管の収縮
○食べ方（塩分の取り過ぎ）　→　血液量の増加

高血圧の原因のなかでも、食べ方による塩分の取りすぎは、身体の中で下のようなメカニズムで血圧が上がってしまいます。

①塩分の過剰摂取
②血液中の塩分濃度が上がる
③濃度を下げるために血液が水分をよぶ

④血液量が増える
⑤血管を流れる血液が増え、血圧が高くなる

塩分を長年、多くとっていると、舌がその濃さになれてしまい、味を感じにくくなります。すると、さらに濃い味付けを好むようになるという悪循環になってしまいます。

そこで「いきいき健康体験塾」では、来場された皆さんの舌がどのくらい敏感かを調べる味覚テストを行いました。味覚に敏感だった方は37%、味覚を感じにくかった方は63%でした。味覚を感じにくかった方は、日頃の食事も濃い味付けになっていることが予測できます。

濃い味付けに慣れてしまうと、舌はどんどん感じにくくなります。日頃から味付けに注意し、塩分の取りすぎを防ぎましょう。

結果は・・・

味覚を感じやすい
味覚を感じにくい
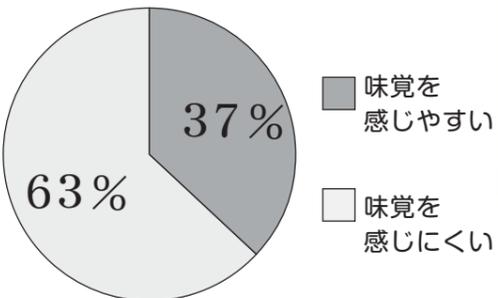
年末年始の歯科診察について

彦根歯科医師会では、年末年始の間、次の医院が当番医として診療されます。歯の痛みや違和感のある場合は、年末年始にかからないように、早めに受診しておきましょう。

月　　日	医　院　名	住　　所	電　話
平成 24 年　12 月 29 日 (土)	若松歯科医院	甲良町尼子 2021-5	38-4500
12 月 30 日 (日)	むとう歯科医院	彦根市西今町 363-5	21-0008
12 月 31 日 (月)	きむら歯科クリニック	彦根市後三条町 528-8	23-2220
平成 25 年　1 月 1 日 (祝)	長寿歯科医院	彦根市平田町 422-13	26-1993
1 月 2 日 (水)	安澤歯科小泉診療所	彦根市小泉町 106-9	22-6191
1 月 3 日 (木)	中島歯科医院	彦根市元町 3-12	23-3907

※診療時間は、いずれも 9：00～15：30 です。

不活化ポリオワクチンについてお知らせ

平成24年8月末日までに、生ポリオワクチンの2回接種が完了していない方で、対象者の方には不活化ポリオワクチンのご案内を送付しました。ご案内の時点では、1期追加接種が、定期接種化されていませんでしたが、有効性と安全性が確認され、定期接種化されましたので、お知らせします。

（生ポリオワクチンを1回も受けたことがない方の不活化ポリオワクチンの受け方）

※詳しくは8月末に送付した個別通知をご覧ください。ご不明な点は保健福祉課　保健師　TEL38-3314までお問い合わせください。

年末年始のゴミ処理業務について

年末年始の各施設の業務は下記のとおりです。

月日(曜日)	リバースセンター(燃えるごみ)	中山投棄場(燃えないごみ)	紫雲苑
TEL	45-0366	26-5250	48-1318
FAX	45-0368	26-4670	48-1891
12月28日(金)	開業日(平常通り)	開業日(平常通り)	開業日(平常通り)
12月29日(土)	午前中のみ開業	開業日(平常通り)	開業日(平常通り)
12月30日(日)	休業日	開業日(平常通り)	開業日(平常通り)
12月31日(月)	休業日	休業日	開業日(平常通り)
1月1日(火･祝)	休業日	休業日	休業日(火葬予約の受付は行います)
1月２日(水)	休業日	休業日	開業日(平常通り)
1月３日(木)	休業日	休業日	開業日(平常通り)
1月４日(金)	開業日(平常通り)	開業日(平常通り)	開業日(平常通り)
1月５日(土)	午前中のみ開業	休業日	開業日(平常通り)

※中山投棄場に持ち込むには役場が発行する搬入証が必要です。役場は28日まで開庁しておりますので、その期間内に搬入証を取りに来て下さい。

税務課 滋賀県および県内すべての市町からのお知らせです

従業員の個人住民税の特別徴収を実施していない事業者の方へ

個 人 住 民 税 の 特 別 徴 収
― 実 施 の ご 案 内 ―

「従業員の所得税は給与から源泉徴収しているけれども、個人住民税は特別徴収（引き去り）をしていない」ということはありませんか？

◆個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月、従業員（正規雇用だけでなく、非正規雇用も含む。）に支払う給与から個人住民税（市町民税＋県民税）を徴収（引き去り）し、納入していただく制度です。
◆地方税法第321条の3、第321条の4等および各市町の税条例の定めにより、給与を支払う事業者は、原則として、すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

個人住民税の特別徴収のしくみ

毎年5月31日までに特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給料から徴収（引き去り）し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町へ、各市町ごとの合算額を納入してください。
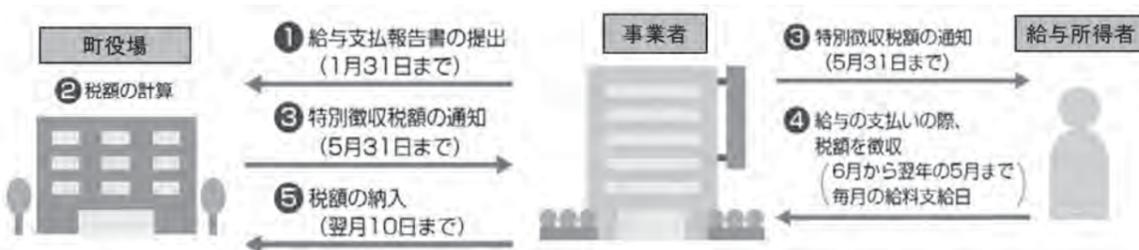
【 納期の特例 】
従業員が常時10名未満の事業者は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

個人住民税の特別徴収のメリット等

従業員（給与所得者）にとって
○ 毎月、給与から引き去りされるため、納め忘れがありません。
○ 一人ひとりが毎期ごとに金融機関に出向く必要がありません。
○ １年分の税額を12回に分けるため、１回あたりの納付額が少なくなります。
（普通徴収は年４回）

給与支払者（特別徴収義務者）にとって
○ 所得税と違い、税額計算や年末調整の必要がありません。

個人住民税の特別徴収の手続き

毎年1月31日までに提出することになっている給与支払報告書（総括表）の右下の「24年度分の特別徴収義務者指定番号」の欄に朱書きで「特別徴収へ切替え」と記載の上、各市町の住民税担当部署にご提出ください。5月31日までに各市町から特別徴収税額の通知があります。（詳しくは、下記までお問い合わせください。）

【お問い合せ】 甲良町税務課 個人住民税係 ☎38-5064

税務課

12月は県下一斉滞納整理強化月間です。

納期到来分の県税・町税の納め忘れがある方は、当町税務課窓口で速やかに納付してください。
なお、一括納付が困難な場合は、納付方法について相談にお越しください。

◎滞納処分について

当町税務課および、各県税事務所の再三の納税催告に応じない場合につきましては、財産調査を行い、預貯金や給与、不動産、自動車等の差押を行い、差押財産の取り立てや公売をします。

差 押

給　与
●給与の支払状況等について勤務先等に調査を行い、処分可能額を差押えします。

預 貯 金
●預貯金を差押えると、引き出し、自動振替等ができなくなることがあります。

自動車登録
●自動車の登録を差押えると、自動車の処分（抹消登録）ができなくなります。また、車輌を引き揚げ公売します。

不 動 産
●不動産を差押えると、登記簿に記載され、権利者に通知します。
また、不動産を公売します。

お知らせ

平成25年度から国民健康保険温泉等割引事業における粗品贈呈が廃止になります

国民健康保険制度における財政状況や、他の医療保険制度との公平性などを考慮し、平成25年4月1日より、「ゆカード」を提出された国保被保険者への粗品(ボディソープ、ハンドソープ)の贈呈を廃止いたします。
つきましては、スタンプが満杯になった「ゆカード」をお持ちの方は、平成25年3月末日までに、役場住民課窓口までご提出いただきますようお願いいたします。
なお、温泉等優待割引事業は引き続き継続させていただきますので、ご利用いただきますようお願いいたします。

お知らせ

ねっと湖東 新春講演会
与良政談 ～混迷する政局と日本のゆくえ～

日　　時　平成25年1月19日(土)　午後2時00分～午後3時30分
会　　場　ハーティーセンター秦荘
対象・料金　どなたでも歓迎・入場無料
講　　師　毎日新聞 論説委員**与良正男** 氏

名古屋大学文学部卒業後、毎日新聞社に入社。1989年東京政治部配属となり、官邸、自民党、野党、外務省各担当キャップや政治部デスクを歴任。現在は、毎日新聞論説委員を務め、社説や週一回のコラム（発信箱）などを担当。また、TBS「みのもんたの朝ズバッ！」など、コメンテーターとしても活躍。

■職歴・経歴
1957年 静岡県生まれ。
1981年 名古屋大学文学部卒業後、毎日新聞社入社。中部本社報道部。
1989年 東京本社政治部。官邸、自民党、野党、外務省各担当キャップや政治部デスク等を歴任。
2004年 論説委員
2010年 論説副委員長（～2012年3月）

■主な著書
『与良政談』（毎日新聞社）など
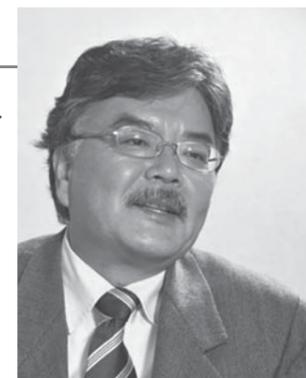
除雪作業にご理解とご協力をお願いします

甲良町では、おおよそ10～15センチメートル程度の積雪を目安に除雪作業を行います。

除雪作業は主に早朝の通勤、通学時までに終了するように努めていますが、大雪のときや明け方に降ったときは間に合わない場合もありますので、ご理解をお願いします。

また、除雪作業をスムーズにくまなく行うため、次の点についてご理解ご協力をお願いいたします。

1．路上駐車はしないでください。

除雪作業の障害は、路上駐車です。路上駐車があると、除雪作業を大幅に遅らせるばかりか、除雪車が先に進めず作業ができない場合があります。

また、看板やプランター等も路上に置かないよう注意してください。

2．玄関先の雪は自分で除雪してください。

除雪車が通った後は、玄関先に雪が残るときがあります。除雪作業では、短時間で広範囲を一斉に除雪する必要があり、玄関先まで手が回りませんので、各自で除雪をお願いします。

3．道路に雪を出さないでください。

道路上の雪はスリップ等の原因になりますので、除雪した雪は、路肩や通行に支障とならない所に積むなどしてください。

4．夜間・早朝の除雪に協力をお願いします。

朝の通勤・通学のため、夜間・早朝の除雪が必要になるときがあります。

除雪車の音や振動があると思われますが、ご理解をお願いします。

5．除雪車には近よらないでください。

除雪作業中は大変危険です。除雪車が近くに来たら、近よらないでください。

町民の皆様一人ひとりのご協力をいただけると、大きな排雪効果が上がりますので協力お願いします。

【お問い合せ】　甲良町建設課　☎38-5068

放射線量の測定について

甲良町では、福島第一原子力発電所における事故を受け、町内における放射線量の測定を行っています。これは、原子力災害が発生した場合に備えて、平常時の測定値を把握し、町民のみなさんに安心していただくためのものです。毎月2回の測定結果を掲載します。

11月の測定結果

測定日	測定時間	天候	放射線量
11月２日(金)	午前９時	雨	0.089μSv/h
11月15日(木)	午前９時	雨	0.084μSv/h

※μＳｖ/ｈ（マイクロシーベルト／時）
測定の場所：甲良町役場庁舎前　地上から約１ｍ
測定の方法：３回測定し、その平均値を測定結果とする
測 定 機 器：環境放射線モニタ（PA-1000）
〔測定範囲：0.001 ～ 9.999μＳｖ／ｈ〕

選 挙

12月16日（日）は 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です

投票所入場券

今回から個人ごとに郵送しますので、郵便事情によっては、ご家族の中でも届く日が異なる場合がありますので、ご注意下さい。

万一、紛失したり、忘れた方は、投票時に受付で申し出れば投票することができますので棄権することなく貴重な一票を投票してください。

投票のできる人

（①②両方とも満たす方）
① 日本国民で選挙の日に満20歳以上の方（平成４年12月17日以前に生まれた方）
② 平成24年９月３日以前から引き続き３ヶ月以上本町内の住民基本台帳に登録され、選挙人名簿に登録されている方

期日前投票制度

投票日当日（12月16日）、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで投票所へ行けない方は、期日前投票をご利用ください。なお、期日前投票の際には、一定の事由に該当すると見込まれる旨の「宣誓書」を期日前投票所で記載してから投票となります。

【期日前投票ができる期間】

選挙期日の告示日の翌日から投票日の前日までの間です。

12月５日（水）から12月15日（土）までの午前８時30分から午後８時までで、土曜日・日曜日も投票できます。

※最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は**12月９日（日）**から開始します。

【期日前投票のできる場所】

甲良町期日前投票所（甲良町役場第３会議室）

投票入場券が届いていましたら、ご持参くださるようお願いします。

不在者投票制度

出張や旅行中の方は、あらかじめ甲良町選挙管理委員会に投票用紙等を請求し、滞在地の選挙管理委員会で投票することができます。

入院中の方は、病院で不在者投票ができますので、病院を通じて投票用紙を請求してください。投票できる病院は指定されていますので、病院、町選挙管理委員会へお問い合わせください。

また、老人ホーム等の指定施設でも投票することができます。

郵便投票制度

身体に一定の重度の障害を有する方は、郵便で投票する制度があります。郵便投票証明書の交付を受け投票用紙等の交付申請をしていただいたうえで、郵便により投票する制度です。利用には、事前に手続きが必要です。お早めにお問い合わせください。

開　票

12月16日（日）午後９時10分から甲良町公民館２階多目的ホールで行います。

投・開票速報

甲良町防災無線で、投票日当日に投開票状況をお知らせします。

【お問い合せ】　甲良町選挙管理委員会事務局（総務課）　☎38-3311

防犯

駐在所だより

年末年始における特別警戒実施！

年末年始の慌ただしい時期、犯罪や事故などの多発が予想されます。

警察では、県民の皆さんが明るく楽しい新年を迎えられますよう、歳末における特別警戒を実施し、犯罪や事故の未然防止活動に努めています。

被害に遭わないよう、防犯対策を心がけ、地域住民全体で力を合わせて「犯罪の起きにくい社会づくり」に取り組みましょう。

【防犯対策のポイント】

○忍び込み・空き巣対策
・就寝前、外出時の戸締まりを確実にしましょう。
・センサーライトや防犯カメラを設置しましょう。

○ひったくり対策
・カバンは車道と反対側にしっかりと身につけて持ちましょう。
・自転車や手押し車などには、ひったくり防止ネットを使いましょう。

○車上ねらい対策
・車内にはカバンや貴重品を放置しないようにしましょう。

○乗り物盗対策
・自転車はツーロック、オートバイはハンドルロックを確実にしましょう。

○痴漢対策
・夜道は、友達や同じ方向に帰る人などと一緒に複数で帰りましょう。
・人通りの少ない道や街灯のない道は避けましょう。
・防犯ブザーを活用しましょう。

夕暮れ時、夜間の交通事故防止

毎年、夕方4時ごろから7時ごろまでの夕暮れ時間帯に大きな事故が発生しています。

ドライバーからも、歩行者・自転車からも、お互いの姿が見えにくくなる事が原因の一つであると考えられます。

ドライバーは早めに前照灯を点灯させ、ハイビームへのこまめな切り替えをしましょう。

自転車は、夕方、早めにライトを点灯させ、車輪や泥よけに反射材を取り付け、目立つ工夫をしましょう。

歩行者は、夕暮れ時や夜間に外出する際は、白色や黄色などの明るく目立つ色の服装で外出するようにし、持ち物や靴などには反射シールを貼り付けて、懐中電灯を携帯するようにしましょう。

お知らせ

犬の飼い方の注意

※生後91日以上の犬には、「年1回の狂犬病予防注射と生涯 1 回の登録」が義務付けられています。

・犬を飼う場合はきちんと登録しましょう。
・きちんと狂犬病注射を受けましょう。

犬の登録や狂犬病注射はお近くの動物病院でも受けられます。

犬のフンはきちんと飼い主が始末をしましょう。道路や他人の敷地に放置すると罰せられます。

犬を飼う際は、首輪などでつなぐか檻などで囲うようにし、放し飼いはしないで下さい。マナーを守って正しく飼いましょう。

防災

消防署だより

犬上分署 ☎38-3130

■2012 年度全国統一防火標語／消すまでは　出ない行かない　離れない
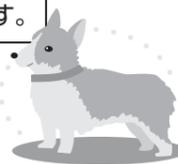
石油ストーブなどの安全な取扱い

本格的な冬の到来に備え、石油ストーブなどの暖房器具の手入れは万全でしょうか。

寒い時期を迎えるにあたり、これからストーブなどの暖房器具を使用する機会が多くなります。火災を発生させないよう、特に次の点に注意するよう心掛けましょう。

使用に当たっての注意事項
○ストーブの近くに紙や衣類など燃えやすいものを置かないこと。
○ストーブの上方に洗濯物等を干さないこと。
○カーテンなどがストーブに接触しないように離して使用すること。
○ストーブの近くでヘアスプレー等の引火の危険性があるものを使用しないこと。

使用方法
○取扱説明書をよく読んで、正しい方法で使用すること。
○石油ストーブに灯油を給油する場合、必ず火を消してから行うこと。
○石油タンクがカートリッジ式のストーブは、給油後、タンクのふたを確実に締めること。
○一定以上の震動を感じたり転倒した場合、自動的に消火する対震自動消火装置付きのストーブをできるだけ使用すること。

点検及び消火の確認
○点火後は炎の調節を行い、正常に燃焼していることを確認すること。
○就寝時や外出時には、必ず完全に消火していることを確認すること。

設置方法
○転倒防止のため、段差の無い床面に設置すること。
○地震時の振動により転倒しないよう、固定する必要のあるストーブは必ず固定すること。
また、煙突がついているものは、金属の支線等を使用して固定すること。

点検・整備
○暖房シーズン前には、十分な点検・整備を行い、故障している場合は販売店等に修理を依頼すること。

危険物（石油）の保管
○灯油用の容器は金属製又はポリエチレン製で、適合性に係る推奨ラベルもしくは認定証が貼付されているものを使用するとともに、必ず栓をしっかり締めて密閉すること。
○保管場所は火気を使う場所から遠ざけるとともに、直射日光を避けた冷暗所とすること。
○地震時に容器が転倒したり、落下物によって容器が破損したりしないようにすること。

その他
○締め切った部屋で石油ストーブを長時間使用すると、一酸化炭素中毒の危険性があるため、定期的に換気し新鮮な空気を入れ替えること。

近年、増加傾向にある住宅火災による死者数を減らすために、住宅用火災警報器の設置義務化が始まりました。

さらに、逃げ遅れや着衣着火による死者数を減らすために、住宅用火災警報器の設置と併せて、防炎物品の活用が推奨されています。

主な防炎物品として、次のようなものがあります。

・カーテン、じゅうたん、　・布団、座布団、毛布などの寝具類　・仏壇マット
・自転車、バイク、乗用車などのカバー　・パジャマ、浴衣、エプロン、割烹着などの衣類

これらの防炎物品は、火災の初期である小さな火源に対して、燃えにくくする処理が施されており、たばこやライターなどの小さな炎に接しても容易に燃え上がらず、また火源を離せば燃え移らない性能を有しています。

防炎物品を使用することにより、高齢者や身体の不自由な方の避難時間を確保し、着衣着火を低減する効果が期待できます。自宅から火災を出さない、家族を火災から守るためにも、防炎物品の使用に努めましょう。なお、一定の防炎性能を有している製品には、「防炎ラベル」が貼付されていますので、購入する際の目安としてください。

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納付した場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、**平成24年1月1日～12月31日までに納めた保険料の全額**です。（過去の年度分や追納保険料なども含みます。）

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（大学生のお子様）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成24年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構本部から『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』を送付していますので、申告書の提出の際には必ず添付してください。

国民年金保険料は遅れずにきちんと納めましょう！

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期内に納めましょう!

【お問い合せ】 彦根年金事務所　☎23−1114

し尿収集カレンダー【平成25年1月】

日(曜日)	午前／集落	午後／集落
4日(金)	呉　竹①	呉　竹①
7日(月)	小川原①･呉　竹①	不　定　期
8日(火)	小川原①･呉　竹①	小川原①･呉　竹①
9日(水)	尼　子①･呉　竹①	尼　子①･呉　竹①
11日(金)	長寺西①･長寺東①	長寺西①･長寺東①
15日(火)	長寺西①･長寺東①	不　定　期
16日(水)	在士①･下之郷①･正楽寺①②③･横関②③	在士①･下之郷①･正楽寺①②③･横関②③
18日(金)	法養寺①②	法養寺①②
21日(月)	金　屋①②③	金　屋①②③
22日(火)	北　落①②③	不　定　期
23日(水)	池　寺①②･長寺西②･長寺東②	池　寺①②･長寺西②･長寺東②
25日(金)	長寺西②･長寺東②	長寺西②･長寺東②
29日(火)	小川原③･呉　竹③	小川原③･呉　竹③
30日(水)	長寺西③･長寺東③	不　定　期

※不定期でお申込みの方は、原則として不定期日での収集となります。
※集落名の後にある○印の数字は、お申込みいただいた収集回数を表しています。
①は1ヶ月に1回、②は2ヶ月に1回、③は3ヶ月に1回でのお申込みを表し、「呉　竹①」とある場合は1ヶ月に1回で申込みいただいた呉竹のお宅を収集させていただきます。
なお、収集予定のない集落等については、翌月以降の収集となります。
※1月に2回でお申込みの場合は、原則1回目を同集落の月1回と同じ日に、2回目を1回目の15日後（2～3日は前後します）に収集させていただきます。
※不定期収集でのお申し込みは、12月14日(金)までにお願いします。

【お問い合せ】 クリーンライフ湖東(有限責任事業組合)　☎35−5205　FAX:35−5206

プール&お風呂

温水プール・香良の湯カレンダー

利用案内　http://koura.izumi21.net/

《水泳教室受講手続き》
教室の受講料と印鑑をご持参の上、温水プール受付まで。

12月ジュニアスイミング教室 大募集! 土曜日 大歓迎!!

12月 お風呂・プール

日	月	火	水	木	金	土
						1 教室日
2	3	4 休館日	5 教室日	6	7 教室日	8 教室日
9	10	11 休館日	12 教室日	13	14 教室日	15 教室日
16	17	18 休館日	19 教室日	20	21 教室日	22 教室日
23	24	25 休館日	26 教室日	27	28 教室日	29 休館日
30 休館日	31 休館日					

1月 お風呂・プール

日	月	火	水	木	金	土
		1 休館日	2 休館日	3 休館日	4 教室日	5 教室日
6	7	8 休館日	9 教室日	10	11 教室日	12 教室日
13	14	15 休館日	16 教室日	17	18 教室日	19 教室日
20	21	22 休館日	23 教室日	24	25 教室日	26 教室日
27	28	29 休館日	30 教室日	31		

■ 休館日

◎水泳教室生徒募集中

ジュニアスイミング教室［4歳から小学生まで］

水なれから始まり、クロール・背泳ぎ・平泳ぎ・バタフライに加え個人メドレーが泳げるように指導します。年間を通じて水泳により病気にかかりにくい健康な体づくりと、子供の限りない可能性を引き出すのを目標とします。

◎各教室とも月4回で、受講料は1ヶ月分です。　◎**受講料**:4,000円

曜日・時間	対　象	定　員	募集人数
水曜日　午後5時～6時	4歳～未就学児	40名	3名
水曜日　午後6時～7時	小学5～6年生	40名	20名
金曜日　午後5時～6時	小学1～2年生	40名	3名
金曜日　午後6時～7時	小学3～4年生	40名	10名
土曜日　午後3時～4時	4歳～未就学児	40名	10名
土曜日　午後4時～5時	小学1～2年生	40名	10名
土曜日　午後5時～6時	小学3～4年生	40名	10名
土曜日　午後6時～7時	小学5～6年生	40名	20名

※定数になりましたら、予約となりますのでご了承下さい。詳しくは下記のお問い合せ先までご連絡ください。

成人スイミング教室［中学生以上］

運動不足やストレスの解消に体の中から健康づくりを応援します。
泳げない方から泳ぎを磨きたい方までクラス別に指導します。
◎**曜日・時間**：水曜日／午後1時30分～2時30分
又は、土曜日／午後7時～8時
◎**定　　員**：各教室30名　◎**受 講 料**：4,400円

ウキウキウォーキング［中学生以上］

ヌードルという浮き棒を使って行う水中歩行です。
水の特性「浮力」「水温」「水圧」「抵抗」を利用して運動します。
◎**曜日・時間**：金曜日／午後7時30分～8時30分
◎**定 員**：30名　◎**受講料**：3,000円

香良の湯

広いお風呂でのんびり入浴
心も体もしっかり温まり
休憩所でごゆっくり
利用料 1回につき
◎大人 250円(中学生以上)
◎小人 150円(小学生)
※身体障害者手帳をお持ちの方は各利用料が割引となります。

【お問い合せ】温水プール･香良の湯　☎38−5155

甲良町せせらぎ農産物直売所

<営 業 日>　年中無休
（※12月31日～1月3日までは休み）
<営業時間>　午前9時～午後6時
<電話番号>　38−2744

新鮮で安心・安全な野菜・花・果物を多数揃えています!!

行政相談日（第4火曜日）

12月25日(火)10時～12時
保健福祉センター2階 相談室

◎ 相談内容
①医療保険･年金　②道路　③生活保護
④郵政　⑤雇用など

健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう!

12月後半分（会場:保健福祉センター）

〈健診・相談事業〉

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
1歳6ヶ月健診	18日(火)	13:00～13:30	H23年5月6月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ
乳児健診4ヶ月 及びBCG予防接種	20日(木)	13:00～13:10	H24年8月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 BCG予診票
乳児健診10ヶ月	20日(木)	13:30～13:40	H24年2月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳 質問票

問合先　保健福祉センター（保健師）　☎38-3314／38-5151

ひとのうごき

〈　〉内は前月との比較　H24.11.1現在

	総　人　口		0～15歳未満	15歳以上～65歳未満	65歳以上
男	3,681	〈-4〉	502	2,334	845
女	4,033	〈-4〉	486	2,339	1,208
合　計	Ⓑ7,714	〈-8〉	988	4,673	Ⓐ2,053
世帯数	2,551	〈+3〉	Ⓐ÷Ⓑ＝高齢化率　26.61％ 高齢化率とは65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。		

2012年（平成24年）12月号
通巻第401号

発行／甲良町企画監理課
〒522-0244
滋賀県犬上郡甲良町在士353-1
TEL.0749-38-5061
FAX.0749-38-5072
E-mail:kikaku@town.koura.lg.jp

窓口業務時間の延長日は12月14日（金）・28日（金）

午後7時まで窓口業務を延長します。

受付業務
①住民票　②戸籍（婚姻・出生・死亡など）
③印鑑登録・証明など　④所得証明
⑤評価証明　⑥納税証明　⑦各税金の納付

閉庁時間帯（休日／勤務時間外）
戸籍の届出のみ
※関連する手続きに、再度来ていただく場合がありますのでご了承ください。

本人確認できるものをご持参ください。 例)免許証、パスポートなど

問合先　住民課 住民係　☎38-5063　税務課　☎38- 5064